

市第78号議案

横浜市港湾施設条例の一部改正

横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号イ(i)の表備考中「1.08」を「1.1」に改める。

別表第6第1号の表荷さばき施設の項中「540円」を「550円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市港湾施設条例別表第1第1号イ(i)の表備考の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

港湾施設の使用料及び貸付料について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市港湾施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市港湾施設条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第 1（第 4 条第 1 項、第 12 条、第 18 条第 1 項、第 35 条第 2 項第 2 号）

(1) 第 4 条第 1 項の許可に係る使用料

（ア省略）

イ 荷さばき施設

（ア）省略）

(イ) 上屋

（表省略）

（備考）

上屋及び上屋事務所の使用料の額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）その他の法令に基づき消費税を免除される場合を除き、この表に定める額に $\frac{1.1}{1.08}$ を乗じて得た額とする。

（ウからクまで、第 2 号及び第 3 号省略）

別表第 6（第 32 条）

(1) 貸付料

区 分	単 位	貸 付 料
（省 略）		
荷さばき施設	（省 略）	
	コンテナターミナル 用地	70円
	コンテナ上屋	1 平方メートルにつき 1 月 <u>550円</u> 540円

上屋事務所	<u>550円</u> 540円
(省 略)	

(第2号省略)

